

著作物利用許諾約款

株式会社技研製作所およびそのグループ会社（以下「甲」という。）は、甲が著作権を保有する著作物（以下「本著作物」という。）を以下の条項に従い、著作物利用許諾申請者（以下「乙」という。）に利用許諾（以下「本件許諾」という）する。

（利用許諾）

- 第1条 甲は、乙に対し、本著作物を、著作物利用許諾申請フォームおよび著作物利用許諾文書（電子メールを含む）に記載する内容のとおりに利用することを許諾する。
- 2 乙は、下記の行為をしてはならない。
- ① 著作物利用許諾申請フォームに記載の利用目的以外の目的で本著作物を利用すること。
 - ② 著作物利用許諾申請フォームに記載の利用態様以外の態様で本著作物を利用すること。
 - ③ 本著作物を複製又は翻案すること。ただし、著作物利用許諾申請フォームに記載の利用目的または利用態様において、本著作物の複製または翻案を行う旨が明記されている場合はこの限りではない。
 - ④ 本著作物に表示または組み込まれている著作権その他の権利表示を削除・変更すること。
 - ⑤ 甲の事前の書面による承諾なく本著作物の販売、譲渡、レンタル、公衆への送信等（有償または無償の如何を問わない。）を行うこと。
- 3 乙は、甲が求めた場合、本著作物を著作物利用許諾文書（電子メールを含む）に記載の目的で利用する前に、事前に甲による確認を受けなければならない。
- 4 乙は、本著作物の利用にあたり、甲が権利者である旨の表示を甲乙別途協議して定める方法によりしなければならない。

（著作人格権）

- 第2条 乙は、本著作物を利用するにあたり、事前に甲の書面による承諾を得なければ、本著作物の内容を変更、切除その他一切の改変（説明文言等の追加を含む。以下、「変更等」という。）してはならない。
- 2 前項により乙が本著作物を変更等した場合も、本著作物および本著作物を変更等した著作物の著作権は甲に留保されるものとし、本件許諾または当該変更による甲から乙への一切の権利の移転を意味するものではない。

（無保証）

- 第3条 甲は、本著作物について、その正確性、網羅性、および特定の目的への適合性等一切の保証をしない。また、乙が本著作物を利用したことにより損害が生じても甲は何らの責任を負わない。

（秘密保持）

- 第4条 甲および乙は、本件許諾に関連して知った相手方の技術上または営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を、本件許諾期間中のみならず本件許諾期間終了後において

ても、相手方の事前の書面による承諾なく、本件許諾の履行以外に利用してはならず、また、第三者に開示または漏洩してはならない。

- 2 本項各号の一に該当することを甲または乙が証明した情報については、秘密情報から除外する。
- ① 開示時に開示を受けた当事者がすでに知得していた、または保有していた情報。
 - ② 開示時にすでに公知または公用であるか、開示後に開示を受けた当事者の責に帰すべからざる事由により公知または公用となった情報。
 - ③ 開示を受けた当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく正当に取得した情報。
 - ④ 開示された情報によることなく開示を受けた当事者が独自に創造した情報。

（権利義務譲渡等禁止）

- 第5条 甲および乙は、本件許諾に関する権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく有償または無償の如何を問わず第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

（第三者との紛争）

- 第6条 乙は、本著作物の利用に伴い第三者と紛争が生じた時は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任と費用において処理し、甲は一切の責任を負わない。ただし、当該紛争が甲の責めに帰する場合には、甲は、乙に協力してその紛争を解決しなければならない。

（許諾期間の終了）

- 第7条 甲は、乙に申し入れることによりいつでも本件許諾を終了させることができる。

（許諾期間終了後の措置）

- 第8条 本件許諾期間が終了した場合、または甲の要請がある場合は、乙は直ちに本著作物の利用を中止し、本著作物（第2条により変更された著作物を含む）が記載された媒体（印刷物、電子データを含む）を甲の指示に従い返還または廃棄しなければならない。また、乙が本著作物を自社のデータベース等に保存した場合は、復活不可能な状態に削除しなければならない。

（解除）

- 第9条 甲は、乙が本約款に違反した場合、乙に何ら催告することなく本件許諾を取消すことができる。

- 2 前項の場合、乙は甲の請求に従い、金銭による賠償に加えて甲の名誉を回復する目的で甲が求める措置を講じなければならない。

（反社会的勢力の排除）

- 第10条 乙は、甲に対し次の各号の事項を将来にわたって確約する。

- ① 自社（役員、従業員、またはこれらに準ずる者を含

む。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体または政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
- ③ 反社会的勢力を利用していないこと。
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ⑤ 本件許諾期間中、自社または第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方または相手方と契約関係にある者（以下「関係者」という。）に対して詐術、脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方または相手方の関係者の業務を妨害または信用を毀損、もしくは、そのおそれのある行為

- 2 前条にかかるわらず、甲は、乙が前項各号の一にでも該当することが判明した場合は、何らの催告をせず、ただちに本件許諾を取消すことができる。

（本約款の変更）

- 第11条 甲は、本約款の変更を、甲の判断によって隨時行うことができる。

- 2 甲は、本約款の変更を行った場合には、変更後の本約款を速やかに乙に周知する。

（準拠法）

- 第12条 本約款の有効性、解釈および履行については日本法に準拠し、日本法に従つてのみ解釈される。

（分離可能性）

- 第13条 本約款中のいずれかの条項が、裁判所の判決等により、無効または違法と判断された場合であっても、本約款の他の条項は影響を受けることなく効力を有する。

（管轄）

- 第14条 本件許諾により生じた紛争については、高知地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上